

新型コロナワクチン追加(3回目)接種がはじまっています

※1・2回目接種も引き続き実施しています

追加接種の対象となる方

2回目の接種完了から原則として8カ月*以上経過した18歳以上(接種日時点)の方。接種ができる時期にお住まいの市町村から接種券などが届きます。*65歳以上の方は、7カ月以上経過した方(政府の方針や接種の進捗状況によって、接種時期が前倒しされる場合があります。)

使用するワクチン

1・2回目接種で使用したワクチン(ファイザー、モデルナ、アストラゼネカ)の種類に関わらず、追加接種に使用するワクチンは、ファイザー社製またはモデルナ社製のいずれかとなります。モデルナ社製ワクチンは半分の量でも必要な免疫応答が得られたことが確認されたため、1・2回目で用いた量の半量を接種します。

追加接種の効果と副反応

英国の研究によると、1・2回目でファイザー社製ワクチンを接種した方が、3回目にどちらのワクチンを接種しても、抗体価が十分上昇することが報告されています。副反応については、どちらのワクチンもおおむね1・2回目と同様の症状が見られました。

厚生労働省 追加接種 検索

新型コロナワクチンについての相談窓口

- 接種券、接種場所、予約などに関すること
お住まいの市町村の相談窓口
- 接種後の副反応など、医学的知見が必要な相談
千葉県新型コロナワクチン副反応等専門相談窓口
TEL03-6412-9326(土・日曜日、祝日含む24時間)
- ワクチンに関するさまざまな相談や問い合わせ
厚生労働省新型コロナワクチンコールセンター
☎0120-761770(通話料無料)(土・日曜日、祝日含む9時~21時)

追加接種で用いるモデルナ社製ワクチンについて

ファイザーとモデルナの1・2回目接種の効果を半年間比較したところ、モデルナ社製ワクチンの方が感染予防、発症予防、重症化予防の効果が有意に高かったと報告されています。

県営 新型コロナワクチン追加接種センターを開設

- 対象者**
- ①~③の全てを満たす方
 - ①千葉県在住の18歳以上(接種日時点)の方
 - ②市町村から発行された接種券(または接種券一体型予診票)をお持ちの方
 - ③1・2回目接種を完了し、規定の接種間隔を満たしている方



使用するワクチン モデルナ社製ワクチン

会場 モリシア津田沼
(JR津田沼駅南口より徒歩2分・新京成線新津田沼駅より徒歩10分・京成線京成津田沼駅より徒歩14分)

接種日程 2月15日(火)~3月下旬(日・月曜日を除く)

予約開始 2月7日(月)正午から

予約方法 電話または専用予約サイトから予約

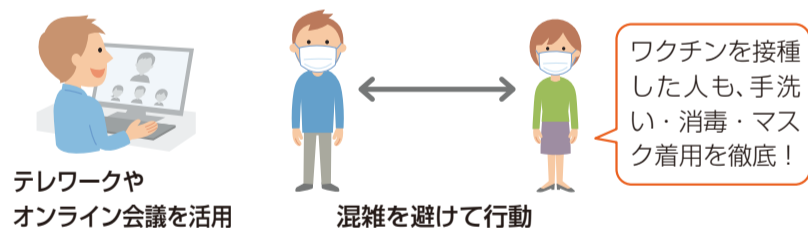
予約・問い合わせ

千葉県新型コロナワクチン追加接種センター
コールセンター(2月7日(月)正午から開設)
TEL0120(540)197(土・日曜日、祝日含む9時~17時)



感染対策を徹底しましょう

オミクロン株を中心に、急速に新型コロナウイルスの感染が拡大していますが、感染予防に必要な取り組みは今までと変わりません。「感染しない・させない」ために、みんなで感染防止対策に取り組みましょう。



ワクチンを接種した人も、手洗い・消毒・マスク着用を徹底!

食事のときも感染防止対策を

- 飲食店を利用する際は、同一グループ・同一テーブル4人以内としてください
- お店の感染防止対策にご協力をお願いします
- 会話をしている際は必ずマスクを着用
- 「宅飲み」やホームパーティでも感染防止対策を徹底

●認証店・確認店をご利用ください

お食事のときは、県が感染防止対策について認証・確認した「千葉県飲食店感染防止対策認証事業認証店」・「千葉県飲食店感染防止基本対策確認店」のご利用をお願いします。

▶認証店
高いレベルの感染防止対策を県が認証したお店



認証店一覧▶

▶確認店
基本的な感染防止対策を県が確認したお店



確認店一覧▶




問い合わせ 【要請内容について】特措法協力要請電話相談窓口
TEL043-223-4318

【認証店・確認店について】県経営支援課 TEL043-223-3496

掲載の内容は、1月24日(月)時点のものです。最新の情報は
県ホームページなどをご覧ください。 [千葉県](#) [検索](#)

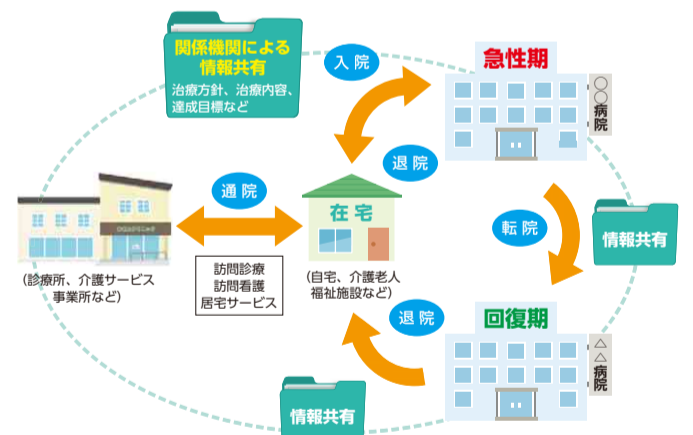
「医療のかかり方」を考えてみませんか

私たちの身近にある診療所や病院は、効率的で質の高い医療を提供できるよう、役割を分担して連携しています。限りある医療資源が効果的に活用されるよう「医療のかかり方」を考えてみませんか。

医療機関の役割に応じた受診をお願いします

医療のニーズが増え、高度化していく中で、将来にわたって質の高い医療を受け続けられるようにするためには、限られた医療資源を有効に活用することが重要です。

発症後間もなく病状が安定しない時期(急性期)と、病状が安定してきている時期(回復期)では、提供される医療が異なります。医療機関は施設の規模や専門性などに応じて、役割を分担して治療を進めることで、効果的・効率的な医療提供体制をつくっています。それぞれの医療機関が、役割に応じた体制で治療に当たっていることにご理解、ご協力をお願いします。



かかりつけ医を持とう

日常的に頻度の高い病気や、緊急の病気でない場合、まずはかかりつけ医など身近な診療所を受診しましょう。かかりつけ医を持ち、日頃から自分の健康状態を把握してもらうことで、病気の早期発見や、重症化を防ぐことにもつながります。

身近な医療機関を探すには [ちば医療ナビ](#) [検索](#)

平日・日中の受診を心掛けよう

休日や夜間の「時間外診療」は、通常、急な病気や大けがなど、緊急性の高い患者のために設置されています。平日の日中とは診療体制が異なり、検査なども十分にできないことがあります。急な症状でない場合は、休日や夜間を避け、診療時間内に「かかりつけ医」を受診しましょう。

問い合わせ 県健康福祉政策課 TEL043-223-2457